

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和6年6月21日

新潟市長 中原 八一

- 大規模小売店舗の名称、所在地
名称（仮称）マルイ小針店
所在地 新潟市西区小針一丁目1139番6
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
氏名又は名称 株式会社マルイ
法人代表者役職・氏名 代表取締役 清水 辰雄
住所 新潟県見附市今町三丁目11番68号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

小売業を行う者の氏名又は名称	法人にあっては代表者の役職・氏名	住所	備考 (主として販売する物品の種類)
株式会社マルイ	代表取締役 清水 辰雄	新潟県見附市今町三丁目11番68号	食料品、酒類、日用品等

- 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年2月7日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

店舗面積の合計		1,523 m ²
内訳	建物No.(配置図上のNo.)	店舗面積
	建物1	1,522.8 m ²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 駐車場No.(配置図上のNo.)	収容台数(契約等台数)
駐車場1 (建物1西側)	43台
駐車場2 (建物1屋上)	40台
合計	83台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 駐輪場No.(配置図上のNo.)	収容台数			合計	備考
	自転車	原付	自動二輪		
駐輪場1 (建物1西側)	13台	1台	1台	15台	駐輪場では、自転車と原付・自動二輪車の区分を設けず、全て駐輪可能とした。
合計	13台	1台	1台	15台	

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 荷さばき施設No.(配置図上のNo.)	荷さばき施設的面積
荷さばき施設1 (建物1西側)	27.0 m ²
合計	27.0 m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 廃棄物等の保管施設No.(配置図上のNo.)	廃棄物等保管施設の容量
廃棄物等保管施設1 (建物1内南側)	8.265 m ³
廃棄物等保管施設2 (建物1内南側)	8.048 m ³
廃棄物等保管施設3 (建物1内南側)	8.048 m ³
合計	24.361 m ³

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者を行う者の 氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社マルイ	午前9時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.(配置図上のNo.)	来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場1 (建物1西側)	午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No. (配置図上のNo.)	出入口の数	出入口の位置 (配置図上のNo.)
駐車場 1	2箇所	出入口 1 : 駐車場 1 西側 (入口専用) 出入口 2 : 駐車場 1 西側 (出口専用)
駐車場 2	—	
合計	2箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

駐車場No.(配置図上のNo.)	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設 1	午前 6 時 00 分～午後 9 時 00 分

7 届出年月日

令和 6 年 6 月 6 日

8 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び西区農政商工課

9 縦覧期間

令和 6 年 6 月 21 日から令和 6 年 10 月 21 日まで

10 大規模小売店舗立地法に関する事項, 意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課

電 話 025-226-1693

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp